

○経済産業省告示第五十号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十四条ただし書の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第三百九十一号（輸入貿易管理令第十四条ただし書の規定に基づく経済産業大臣が定める場合）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月五日

経済産業大臣 甘利 明

第一号中「輸入についての許可」を「輸入の承認」に、「原産地または」を「原産地又は」に改め、「を行なう等の件」を削り、「二の表の罫2の4」を「二の二の表の罫2の3」に改める。

第二号中「一の表の罫2の1及び2」を「二の二の表の罫2の1」に、「動物若しくは植物又はこれらの個体の一部若しくは派生物」を「動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物」に改める。

第四号中「一の罫1の二八四四・一〇」を「二の二の表の罫1の二八四四・一〇」に、「一の表の罫1の九三・〇六」を「二の二の表の罫1の九三・〇六」に、「二の表の罫2の3」を「二の二の表の罫2の2」に改め、「二の表の罫2の5に掲げる」の下に「品目の」を加える。

第五号中「一の表の罫1」を「二の二の表の罫1」に、「罫2の4」を「罫2の3」に改める。